⑶　工事場所
東名高速道路
自）神奈川県横浜市緑区長津田町
至）神奈川県厚木市岡田
⑷　工事内容　本工事は、東名高速道路における小田急高架橋（上下線）、大和高架橋（上下線）、大東橋（上下線）の上部工ならびに下部工の拡幅、大和バスストップの移設を行う工事である。
⑸　工事概算数量
上部工拡幅（ＲＣ構造）　約4.1千㎡
上部工拡幅（ＰＣ構造）　約0.1千㎡
下部工拡幅　約60基
場所打ち杭　約6.2千ｍ
支承取替　約80基
バスストップ移設　２箇所
⑹　工期　契約締結日の翌日から1,950日間
半導体及び鋼材等の資材の不足及び調達遅延を含め、受注者の責によらない事由を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、契約書第22条の規定に基づき、受注者からの工期延長の請求の措置により、工期延長の協議を行うことができるものとする。
⑺　使用する資機材
コンクリート　約19,000㎥
型わく　約24,000㎡
鉄筋　約3,000ｔ
ＰＣ鋼材　約7,000kg
支承　約200基
プレキャスト桁　約300個
⑻　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定式）」である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。
⑼　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑽　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。
⑾　契約制限価格を上回った場合の取扱い
本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。
なお、協議の相手から提出された入札価格で契約を締結することが不合理と認められる場合は、協議相手を選定しない場合がある。
⑿　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システム、郵送または当社ホームページを通じて行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⒀　本工事は、入札時に入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設設備計画に関する改善案（以下「技術提案」という。）を記載した総合評価技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
⒁　本件は、電子契約によることができる。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
⒂　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

２　競争参加資格
当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和５・６年度競争参加資格において、以下の条件を満たす者であること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
①　単体の場合　「土木工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,700点以上である者
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「土木工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,400点以上である者の２者又は３者で構成された共同企業体
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。
⑷　施工実績　平成20年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。
なお、求める実績１、求める実績２、及び求める実績３に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
①　単体の場合
求める実績１
道路橋におけるコンクリート上部工の新設又は拡幅を実施した工事
注）コンクリート上部工とは、ＲＣ上部工又はＰＣ上部工のことをいう。また、橋梁形式は問わない。
求める実績２
道路橋における躯体高さ13m以上のコンクリート下部工の新設又は拡幅を実施した工事
注）コンクリート下部工とは、橋脚又は橋台のことをいう。また、橋梁形式は問わない。
求める実績３
道路橋における杭長14m以上の場所打ち杭を施工した工事
注）複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）の場合
②―１　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績１
道路橋におけるコンクリート上部工の新設又は拡幅を実施した工事
注）コンクリート上部工とは、ＲＣ上部工又はＰＣ上部工のことをいう。また、橋梁形式は問わない。
求める実績２
道路橋における躯体高さ13m以上のコンクリート下部工の新設又は拡幅を実施した工事
注）コンクリート下部工とは、橋脚又は橋台のことをいう。また、橋梁形式は問わない。
求める実績３
道路橋における杭長14m以上の場所打ち杭を施工した工事
注）複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない。
②―２　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績１
道路橋におけるコンクリート上部工の新設又は拡幅を実施した工事
注）コンクリート上部工とは、ＲＣ上部工又はＰＣ上部工のことをいう。また、橋梁形式は問わない。
求める実績２
道路橋におけるコンクリート下部工の新設又は拡幅を実施した工事
注）コンクリート下部工とは、橋脚又は橋台のことをいう。また、橋梁形式は問わない。
求める実績３
道路橋における場所打ち杭を施工した工事